

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 15 号

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「31,900 円」を「30,600 円」に改め、同項第 2 号中「51,800 円」を「49,500 円」に改め、同項第 3 号中「55,800 円」を「54,100 円」に改め、同項第 4 号中「71,700 円」を「74,300 円」に改め、同項第 5 号中「79,600 円」を「82,500 円」に改め、同項第 6 号中「87,600 円」を「90,800 円」に改め、同号ア中「80 万円未満」を「90 万円未満」に改め、同項第 7 号中「95,600 円」を「99,000 円」に改め、同号ア中「80 万円以上 125 万円未満」を「90 万円以上 120 万円未満」に改め、同項第 8 号中「103,500 円」を「107,300 円」に改め、同号ア中「125 万円以上 200 万円未満」を「120 万円以上 210 万円未満」に改め、同項第 9 号中「119,400 円」を「123,800 円」に改め、同号ア中「200 万円以上 250 万円未満」を「210 万円以上 320 万円未満」に改め、同項第 10 号中「135,400 円」を「140,300 円」に改め、同号ア中「250 万円以上 300 万円未満」を「320 万円以上 420 万円未満」に改め、同項第 11 号中「143,300 円」を「156,800 円」に改め、同号ア中「300 万円以上 400 万円未満」を「420 万円以上 520 万円未満」に改め、同項第 12 号中「151,300 円」を「165,000 円」に改め、同号ア中「400 万円以上 500 万円未満」を「520 万円以上 620 万円未満」に改め、同項第 13 号中「159,200 円」を「173,300 円」に改め、同号ア中「500 万円以上 700 万円未満」を「620 万円以上 720 万円未満」に改め、同項第 14 号中「167,200 円」を「181,500 円」に改め、同号ア中「700 万円以上 1,000 万円未満」

を「720万円以上1,000万円未満」に改め、同項第15号中「183,100円」を「198,000円」に改め、同条第2項第1号中「16,000円」を「16,500円」に改め、同項第2号中「31,900円」を「33,000円」に改め、同項第3号中「51,800円」を「53,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。